

# 高齢者・障がい者虐待防止セミナー

## 開催要綱

**趣旨** 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」がそれぞれ施行されてからすでに10年以上経過していますが、未だ施設や事業所、在宅における深刻な虐待事案は増加の一途をたどっています。

本セミナーは、福祉現場における権利擁護の考え方や、高齢者・障がい者の虐待防止に係る法制度、虐待を防ぐための体制整備等を学び、専門職が虐待防止の一助となることを目的に開催します。

### 研修のポイント！

#### 虐待を防ぐために必要な取り組みを学び、自施設等で活かします

虐待防止の視点に必要な権利擁護と意思決定支援について、改めて学ぶことができます。

具体的な事例から学べるので、自施設・事業所での支援に有効活用できます。

#### 所属や興味・関心に応じて分科会を選択できます

領域・対象別の分科会を設定しているため、それぞれの特性を踏まえた虐待を防ぐために求められる視点について、理解を深めることができます。

#### 虐待防止に関係する福祉情勢を学べます

介護報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定やケアラー支援等、虐待防止に大きく関係する福祉情勢等について、学べます。

### 開催形式

オンライン（オンデマンド配信）

### 対象

高齢者・障がい者施設等に勤務する職員、地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、居宅介護支援事業所職員、障害者虐待防止センター職員、障害者権利擁護センター職員、相談支援事業所職員、市町村社会福祉協議会職員、そのほか高齢者や障がい者の支援に携わる職員等

### 配信期間

令和7年6月10日（火）～7月31日（木）

### 申込期間

令和7年4月9日（水）～5月9日（金）

### 研修費用

会員・準会員 5,000円 非会員 12,000円

### 受講決定

令和7年5月14日（水）までにご連絡します。

## プログラム

時間	研修科目	研修内容
約 120 分	<b>講義 1</b> <b>「虐待防止に向けた権利擁護と意思決定支援」</b>  鈴木 敏彦 氏 淑徳大学 副学長 高等教育研究開発センター 教授 地域共生センター長	<p>日常生活において、他者への権利を侵害しない範囲であれば、誰しものが自己決定を尊重されることは当然の権利です。</p> <p>しかし高齢者や障がい者の支援では、その権利が侵害されることはままあり、これは虐待に繋がる前兆と言えます。</p> <p>利用者支援における権利擁護の考え方や意思決定支援について、事例等を交えて学び、虐待防止への理解を深めます。</p>
約 90 分	<b>講義 2</b> <b>【第 1 分科会 高齢者：施設分野】</b> <b>「高齢者虐待防止における専門職が担う役割」</b>  村山 文彦 氏 社会福祉法人禎心会 ケアセンターら・せれな 施設長	<p>高齢者虐待防止に係る法制度、施設・事業所が実施すべき虐待防止のための体制整備について、理解を深めます。</p> <p>また、施設における高齢者虐待防止や身体拘束の防止について、具体的な事例をとおり現場での対応を考えます。</p>
約 90 分	<b>講義 2</b> <b>【第 2 分科会 高齢者：在宅分野】</b> <b>「高齢者虐待防止における専門職が担う役割」</b>  今井 敦 氏 社会福祉法人旭川三和会 旭川市神楽・西神楽地域包括支援センター長	<p>養護者による高齢者虐待の現状や高齢者虐待防止に係る法制度について学び、虐待を未然に防ぐための支援や、虐待が発生した際の地域包括支援センター等での対応について再確認します。</p> <p>さらに、近年注目されているケアラーについて、専門職の支援が虐待防止に繋がることを理解し、事例等から専門職の対応を学びます。</p>
約 90 分	<b>講義 2</b> <b>【第 3 分科会 障がい者分野】</b> <b>「障がい者虐待防止における専門職が担う役割」</b>  松崎 貴之 氏 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 虐待防止専門官・障害福祉専門官	<p>障がい者虐待防止に係る法制度や施設・事業所が実施すべき虐待防止のための体制整備について学びます。</p> <p>また、障がい者虐待防止や身体拘束の防止について、具体的な事例から考察します。</p>

※本研修は、令和 6 年度に実施した「高齢者・障がい者虐待防止セミナー」と同内容です。  
 ※講義 2 は分科会です。受講申込みの際、第 1 分科会～第 3 分科会のいずれかを選択してください。